

# 農地整備事業②～農業構造転換特別対策事業の創設～

- 農業者が減少する中、生産性の向上を図るため、1ha以上を含む大区画農地の整備を加速化することが必要。
- そのため、農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推し進め、生産コストの低減を実現する。

## 1. 事業内容等

農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて国費により農家負担を軽減

| 国費                   | 定額（事業費の6.25%相当）                                 | 定額（事業費の9.4%相当）                                  | 定額（事業費の12.5%相当）                                                              |
|----------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 平坦地<br>(傾斜1/100未満)   | ✓ 対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備<br>✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 | ✓ 対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備<br>✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 | ✓ 対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備<br>✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上<br>✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定 |
| 平坦地以外<br>(傾斜1/100以上) | ✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備<br>✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 | ✓ 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備<br>✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 | ✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備<br>✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上<br>✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定 |

要件

### 【留意点】

- ※ 1 傾斜1/100以上の地区でも平坦地の要件を選択可能。
- ※ 2 採択期間は令和11年度末まで。
- ※ 3 6.25%又は9.4%の対策費を活用する場合で、残りの農家負担を都道府県・市町村が負担する場合には、当該負担分は地方財政措置の対象。
- ※ 4 実施中地区における促進費から対策費への移行は可能。同一工事における促進費と対策費の併用は不可。
- ※ 5 農地中間管理権等の設定とは、農地バンクが、農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業経営若しくは農作業の委託を受けていることを指す。
- ※ 6 適用する区分の対策費の要件を、事業実施によって満たすことが必要。
- ※ 7 6.25%又は9.4%の対策費は基盤整備事業費と同時に、12.5%の対策費は農地中間管理権等の設定の確認後に、交付。



## 2. 実施主体

都道府県

# 草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備**を実施。

## 1. 事業内容

### ① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

#### ・道営草地整備事業

事業実施主体：北海道

採択要件：受益面積500ha以上 等

#### ・公共牧場整備事業

事業実施主体：都道府県

採択要件：受益面積60ha以上 等

### ② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

事業実施主体：都道府県、事業指定法人

#### ・飼料基盤集積整備事業

採択要件：受益面積200ha以上 等

#### ・再編整備事業

採択要件：受益面積30ha以上 等

### ③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

事業実施計画策定の補助対象事業費上限額（1,000万円）

を撤廃

※下線部は拡充

## 2. 主な工種

草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等

### 飼料生産の基盤整備



補助率：50% 等

# 農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されているほ場での簡易な整備については、**農業者の自力施工**を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構**とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備**を推進。

## 1. 事業内容

### ①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
  - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整
  - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
  - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50％ 等

### ③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田雨水貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

## 2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

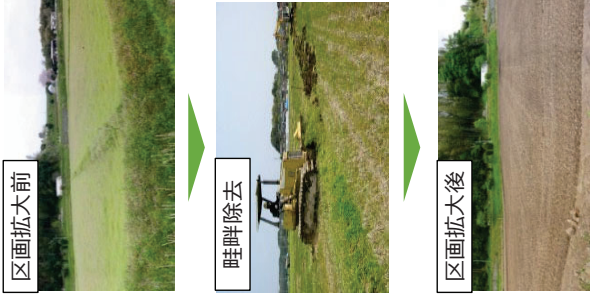
## 3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、  
農業協同組合、農地中間管理機構 等

※ 下線部は拡充内容

### ②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

| 主な事業種類        | 条件                 | 助成単価<br>【主なもの】             | 備考                                                            |
|---------------|--------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 田(畑)の<br>区画拡大 | 高低差10cm超<br>表土扱い有  | 27万5千円/10a<br>(46万5千円/10a) | ( ) は水路変更（管<br>水路化等）を伴う場合                                     |
|               | 高低差10cm以下<br>表土扱い無 | 7万円/10a<br>(25万5千円/10a)    |                                                               |
|               | 畦畔除去のみ             | 4万円/100m                   |                                                               |
| 暗渠排水          | バックホウ              | 22万5千円/10a                 | 助成単価の加算<br>○ 地下かんがい導入<br>+ 4万円/10a<br>○ 実施設計(外注)<br>+ 2万円/10a |
|               | トレンチャ              | 18万円/10a                   |                                                               |
| 湧水処理          | 表土扱い有              | 24万円/100m                  |                                                               |
| 末端<br>畑かん施設   |                    | 21万5千円/10a<br>(35万円/10a)   | ( ) は樹園地の場合                                                   |
| 客土            | 層厚10cm以上           | 27万5千円/10a                 |                                                               |
| 除礫            | 深度30cm以上           | 25万円/10a                   |                                                               |



加算措置：担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価の2割を加算



### ＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸付けが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないことから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備**を支援します。

### ＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

### ＜事業の内容＞

#### 1. 農地整備事業 ※ 下線部は拡充内容

一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設、情報通信環境整備等  
省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

#### 2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

#### 【実施要件】

＜共通＞

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

＜一般型＞

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等  
※ 生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,500円/60kg以下、地区全体の面積の1/2以上が1ha以上の区画であること、高収益作物の生産額がおおむね10%以上増加等、麦・大豆等へ3割転換等のいずれかを満たすこと

＜省力化整備型＞

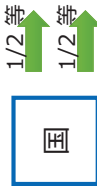
対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

#### ＜事業の流れ＞

注：ハード整備事業の場合

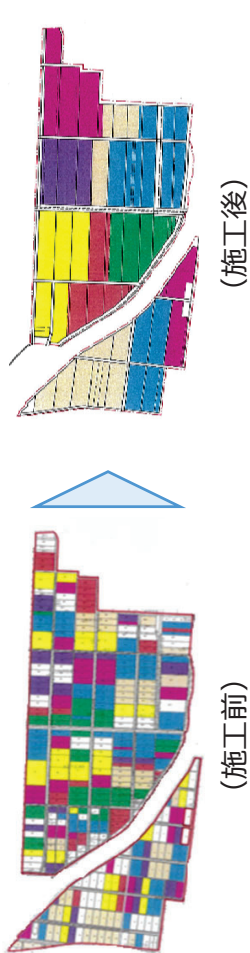


【お問い合わせ先】

農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

### ＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）



### ＜農地面積・集団化の考え方＞

